

厚真町重層的支援体制整備事業実施計画（案）意見募集の結果について

1 意見募集の実施概要

実施時期	令和4年11月14日から令和4年12月16日まで
資料の入手方法・ 場所	(1) 町ホームページ（電子データ） (2) 総合ケアセンターゆくり・厚南会館（書面の縦覧）

2 ご意見等の概要及び厚真町の考え方

意見等の概要	ご意見等に対する町の考え方
① 縦割りでなく、支援関係機関が連携をとりながら包括的な支援体制を構築するという考えには賛成です。表現だけでなく、実践を期待します。	本計画により、各関係機関の相談担当職員が連携して支援ケースに関わる体制を確立し、多機関協働による重層的支援を実践します。
② 支援関係機関担当者だけでなく、地域住民が関わられるような場面が設定されていないように思います。ボランティアの位置づけは？	具体的には生活支援体制整備事業の中で地域住民の声を聴く機会をつくりたいです。その中で住民支援としてボランティアの協力が必要となります。また、地域介護予防活動支援事業などの住民主体の活動も推進します。
③ 地域づくり支援事業の具体策が見えない。	地域づくり支援については、次の5の事業を計画しています。 ① 地域介護予防活動支援事業については、65歳以上の町民の皆様を対象に運動など自由な活動を行ういわゆる「通いの場」を町民が主体的に整備、促進する事業となります。町では運営主体である住民活動を支援すること

	<p>で、通いの場の整備を促進します。</p> <p>②生活支援体制整備事業については、生活支援コーディネーター（1名）を配置し、町民の声を聴く場づくりを企画し、地域課題を抽出することや、新たな地域資源開発などを町民自身が行えるまちづくりを推進します。現在、厚真町社会協議会に運営委託しています。</p> <p>③地域活動支援センターについては、障がいをお持ちの方が就労や創作活動ができる通いの場を町内就労継続B型事業所（まちなか交流館しゃべるで事業）に設置運営します。</p> <p>④地域子育て支援拠点事業については厚南子育て支援センター、あつま子育て支援センター（宮の森こども園、こども園つみきに併設設置）において、子育て世代の相談や世帯間交流を促進します。</p> <p>⑤生活困窮者支援等ための地域づくり事業については、専門のスタッフがニーズを把握するため各地域拠点などへの訪問活動や新たな地域資源を創出するための人材育成を目的とした事業を実施します。本事業は令和5年4月からの新規事業として実施予</p>
--	--

	定です。
④ 縦割り解消すれば、例えばスクールバスを児童生徒の送迎に使用していない間に他活動の送迎に使用できませんか？厚真町は移動手段がネックになって活動が制限されます。移動の手段はあれば活動に参加できる人が増える。高齢者の支援だけでなく他の支援にも課題だと思います。	<p>本計画における縦割り解消の趣旨として、高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮世帯、ひきこもりの方の相談窓口の一体的運営を主な柱としております。</p> <p>ご意見としていただきました移動課題については、生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーターが、個人や各地域の個別・具体的な課題をお聞きしながら、地域住民主体型サービスと行政サービスがそれぞれの役割分担のもと有機的に連携し、補い合いながら、課題が解消されるよう努めます。</p>
⑤ 自治協組織はどのような組織なのか？	<p>地域自治協議会とは、地域の住民やさまざまな団体（自治会、各種団体、NPO等）が行政と連携しながら、まちづくりについて話し合い、地域を包括的に運営する組織です。</p> <p>現在厚真町にはない組織ですが、将来を見据え、想定される地域づくりの構成団体として図に記載しています。</p>
⑥ 地域福祉コーディネーターは自治会単位で配置されているのか？	地域社会福祉協議会に配置されています。
⑦ 引きこもりが対象なのか（例としてあげているのか？）	本事業は、地域住民の複雑化、複合化した課題に対し、属性を問わない相談

	<p>支援を行うもので、ひきこもりの方はもちろんのこと、高齢者、障がい、子育て世帯、生活困窮世帯など、生きづらさを抱えているすべての地域住民が対象となります。</p>
--	---